

## ○供 用 約 款

(約款の効力)

第1条 当社の経営する一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関しては、法令又は特約のある場合を除き、この約款によるものとする。

(自動車道の区間)

第2条 自動車道の名称及び区間は次のとおりとする。

- (1) 名 称 九十九里有料道路
- (2) 区 間  
起 点 千葉県長生郡一宮町大字新地字砂畑三甲2, 508番地の8  
終 点 千葉県山武郡九十九里町片貝字東浜6, 928番地の144

(所在不明の相手方に対する通知)

第3条 当社の経営する自動車道事業に関し、通知又は催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないとき、又はそれを知ることが著しく困難なときは、通知又は催告すべき事項を管理事務所及び自動車道入口に、公衆の見え易いように掲示してこれに替えるものとする。

- 2 前項の掲示については、掲示を始めた日から2週間を経過したときは、その通知又は催告は相手方に到達したものとみなす。

(使用料金)

第4条 自動車道の使用料金は、使用した日において監督官庁の認可を受けている使用料金とする。

(使用料金の收受)

第5条 自動車道を通行する運転者又は同乗者（以下「使用者」という。）は、回数券を利用する場合及びあらかじめ、特約のある場合を除き、通過する料金徴収所において、所定の使用料金を支払い、当社所定の使用券を所持しなければ自動車道を通行することができない。

(使用券)

第6条 使用券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 回数使用券
- 2 普通使用券の有効は発行日限りとし、あらかじめ発行しない。
- 3 回数使用券は表紙と券片を切り離して、これを使用することができない。切り離された券片は無効とする。

(使用券の呈示)

第7条 自動車道の利用者は料金徴収所を通過してから、当該施設の使用を終るまでの間、使用券を常に所持し、当社の職員から請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(使用券の不正使用)

第8条 自動車道の利用者が使用券を不正に使用した場合については使用料金のほかに、その倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し)

第9条 当社の災害その他の事故により自動車道の使用ができなくなったときは、当該使用料金は払い戻しする。

- ただし、使用できなくなった原因について責任ある利用者に対してはこの限りでない。
- 2 使用上支障がない場合において、使用者が自動車道途中で退出したときは、使用料金の払い戻しは行わない。

- 3 有効期間内の未使用券について払い戻しの請求があったときは、回数使用券の手数料については1冊につき100円とする。この場合の消費税は消費税法第29条及び地方税第72条の83に基づき徴収するものとする。
- 4 第10条第2項の規定によって、自動車道を退去させられた使用者に対しては、使用料金は払い戻しをしない。

(供用の拒絶)

第10条 当社は次の場合は、自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
- (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合

- (4) 自動車道の使用が、公の秩序又は善良の風俗に反する場合
- (5) 天災、その他やむをえない理由により、自動車の通行に支障がある場合
- (6) 自動車道を公共の目的で一時閉鎖する場合

2 当社は、使用者が第13条若しくは第16条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(供用時間)

第11条 自動車道を使用できる時間は、午前6時から午後10時までとする。

(但し、7月1日から8月31日までは、午前5時から午後11時までとする。)

2 白里料金徴収所については、7月、8月以外は休止とする。

(途中折返し等の禁止)

第12条 自動車道の使用者は、事故、故障、その他やむを得ない事由のある場合のほか、自動車道の途中において折り返しをし、又は駐車場及び当社所定の駐車区間以外の場所において駐車してはならない。

(職員の指示)

第13条 使用者は、当社の職員が自動車道の安全の維持又は交通整理等のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(当社の責任)

第14条 当社は自動車道の管理に瑕疵があったため、その使用により使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、これを賠償する。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
- (3) 盗難、その他第三者による損害
- (4) 天災、地震その他の不可抗力

2 前項の場合において、当社の責任は使用者が、自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終わる。

(使用者の責任)

第15条 自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失によりき損した使用者は、直ちにこれを原状に回復するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品販売等の禁止)

第16条 自動車道の使用者は、当社の許可を得ず、自動車道において、物品の販売又は頒布、宣伝、広告、その他これに類する行為をしてはならない。

## ○保安上の供用制限

当社一般自動車道（九十九里有料道路）を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

1 自動車（人が乗車し、又は貨物が積載される場合にあつては、その状態）の長さ、幅、高さ及び重量等

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 長さ     | 12メートル以下                |
| (2) 幅      | 2.5メートル以下               |
| (3) 高さ     | 3.8メートル以下               |
| (4) 重量等    | 20トン 以下                 |
| (5) 最小回転半径 | 最外側のわだちについて<br>12メートル以下 |

2 速度

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 大型乗用自動車  | 60キロメートル／毎時 |
| (2) 普通自動車    | 60キロメートル／毎時 |
| (3) 上記以外の自動車 | 50キロメートル／毎時 |

3 キャタビラを有する自動車等の通行禁止

キャタビラを有する自動車その他自動車道を破壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。